

狭山市介護保険福祉用具購入費受領委任払いの登録について

当市では、平成 25 年 10 月 1 日より、介護保険福祉用具購入費の受領委任払いについて取り扱いを開始します。受領委任払いにより福祉用具購入費の支払いを受ける事業者については、あらかじめ市への登録が必要です。

1. 登録方法

登録は、介護保険の「特定（介護予防）福祉用具販売事業者」の指定がされている事業者に限ります。狭山市介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱要領を必ず確認の上、下記申請書類を長寿安心課介護事業担当まで提出して下さい。登録は事業所ごとに必要です。

- ① 介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱事業者登録申請書（様式第 1 号）
- ② 特定（介護予防）福祉用具販売事業者 指定書の写し

書類審査後、介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱い登録通知書（様式第 2 号）により登録したことを通知します。登録年月日以降の販売について、受領委任払いの取り扱いができるものとします。

2. 登録内容の変更について

登録の内容に変更が生じた場合には、介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱い事業者登録変更届出書（様式第 3 号）により届出を行ってください。

3. 債権者登録について

実際に受領委任払いによる販売を行う場合、市から事業者へ支払いを行うにあたり、会計課への債権者登録申請が必要です。

4. 注意事項

特定福祉用具の販売にあたっては、関係法令等を遵守の上、ケアマネジャーと充分連携を図ってください。登録事業者として適切でないと認められる場合には、登録を取り消し、介護保険福祉用具購入費受領委任払い取扱い事業者登録取消通知書（様式第 4 号）により通知します。また、不正に福祉用具購入費を受給したと認められるときは、受給した額の全額又は一部の返還を求めることがあります

問い合わせ

狭山市 長寿健康部 長寿安心課 介護事業担当

住 所：狭山市入間川 1 丁目 2 3 番 5 号

電 話：0 4 - 2 9 5 3 - 1 1 1 1 内線 1 5 5 4 ・ 1 5 5 5